

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 7月17日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 1   | 1号機 | 非常用ディーゼル発電設備Aの定例試験において、起動直後に「動弁注油圧力低」警報が発生したため、調査を実施したところ、動弁注油ポンプ吐出圧力計検出配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・修理。<br>なお、警報発生は起動直後の数分間のみで、非常用ディーゼル発電設備の運転には影響なし。 | GIII |    |
| 2   | 2号機 | タービン建屋地下1階の北西側階段室内において、約4リットル(200cm×200cm×0.1cm)の水溜りがあり、測定を行ったところ汚染無しであったため、拭き取りを実施。<br>なお、階段室壁に結露があり、これが滞留したものと推定。                              | 対象外  |    |
| 3   | 3号機 | 換気空調系タービン建屋排気ファンBの停止において、逆流防止ダンパーが自動で全閉しない事象が認められたため、当該ダンパーを点検・修理。<br>なお、当該ダンパーは手動にて助勢し全閉。   | GIII |    |